

## 一般事業主行動計画（第2回）

### 【女性活躍推進法】

女性が活躍できる雇用環境の整備を行い、女性はその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2026年4月1日～2028年3月31日

#### 2. 内 容

目標1 正社員採用者に占める女性割合を20%以上とする  
(取組)

2026年4月～

- ・女性向け会社説明会・見学会等を実施し、求職者に対して女性求職者と女性社員の交流する機会を提供する
- ・中途採用、派遣社員の正社員登用を積極的に行う
- ・女性活躍可能職場の拡大及び環境整備を継続的に検討し、実施する

目標2 計画期間内に、育児休業等の取得率を次の水準以上にする  
男性社員・・・40%以上  
女性社員・・・100%

(対策)

2026年4月～

- ・行動計画の社内周知、該当社員の把握
- ・男性育休取得者による取得予定者への面談・質問会の実施
- ・育児休業等の取得率の把握、分析、検討

以上